



## 社員の健康のため積極的な感染予防策を講じること！ 新型コロナウイルス感染防止に関する3回目の申し入れ

感染経路が不明な新型コロナウイルスによる肺炎（COVID19）罹患が、相次いで発生しています。COVID19に罹患した会社員が、2月10日に東海道新幹線を利用したことも明らかになっています。

タクシーやバスの運転手、バスガイドさんなどと同様、公共交通機関を運営するJR東海の社員も不特定多数の人々と接する機会が多く、新型コロナウイルスに感染するリスクは高いといえます。

JR東海労は、社員の健康を守るための積極的な感染予防対策を求め、申第21号、23号に続き2月17日、申第24号で新型コロナウイルス感染防止について会社に申し入れました。申第24号の内容（抜粋）は以下の通りです。詳細は『JR東海労HP』を参照して下さい。

- ★2月10日に東海道新幹線を利用したという40歳代の会社員の乗車列車・乗車区間・利用座席・駅構内の通行ルート等を明らかにすること。
- ★ウイルスに感染していた会社員が、当日に利用していたエリアで就業していた社員・関連会社の社員に接触の可能性について告知すると共に緊急のウイルス査を、会社の責任に於いて早急を実施すること。
- ★車内業務で多くの不特定多数のお客様と接する機会の多い対面改札については、新型コロナウイルスのリスクが解消されるまでは、在来線・新幹線共に中止すること。
- ★全社員・関連社員へのマスク着用を義務づけること。
- ★マスク着用について、各職場で「慇懃」や「指示」など統一されていないため誤解をしている社員がいるので、会社として統一した指示をすること。
- ★社員が体調不良等を訴え、「新型コロナウイルス」に感染が懸念される場合は会社の責任に於いて有給の休業とすると同時に、早急に検査を受けさせること。また、感染が確認された時は、障害休暇とすること。